◇**防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三一八号）

（防衛省）

1　特定防衛施設として指定することができる防衛施設の追加等を行うこととした。（第一三条関係）

2　特定防衛施設周辺整備調整交付金の額の算定の基礎となる事項に関し所要の規定の整備を行うこととした。（第一五条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**特定非営利活動促進法施行令**（政令第三一九号）

（内閣府本府）

1　認定の基準となる寄附金等収入金額の割合

認定の基準となる寄附金等収入金額の割合を五分の一とすることとした。（第一条関係）

2　判定基準寄附者の要件等

㈠　認定の基準となる判定基準寄附者となる場合の各事業年度における寄附金の総額を三、〇〇〇円以上とすることとした。

㈡　認定の基準となる判定基準寄附者となる場合の各事業年度における判定基準寄附者の平均数を一〇〇人以上とすることとした。（第二条関係）

3　小規模な特定非営利活動法人

小規模な特定非営利活動法人を、実績判定期間における総収入金額が八〇〇万円未満で、かつ、寄附金の額の総額が五〇人以上である特定非営利活動法人とすることとした。（第三条関係）

4　実績判定期間の月数の計算方法

実績判定期間の月数を、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とすることとした。（第四条関係）

5　国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等

㈠　認定を受けようとする特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合においては、寄附金等収入金額及び経常収入金額に国の補助金等を含めることができることとした。

㈡　小規模法人が認定を受けようとする場合においては、寄附金等収入金額及び経常収入金額に内閣府令で定める金額の控除が不要となることとした。（第五条関係）

6　合併特定非営利活動法人に関する法第四四条及び第四五条の規定の適用

合併特定非営利活動法人に対する法第四四条及び第四五条の規定の適用について所要の読替えを行うこととした。（第六条関係）

7　認定特定非営利活動法人等の合併についての認定に関する技術的読替え等

認定特定非営利活動法人等の合併についての認定に係る実績判定期間及び認定基準等の適用に関する所要の技術的読替えを行うこととした。（第九条関係）

8　組合等登記令の一部改正

㈠　組合等登記令を改正し、特定非営利活動法人が定款に代表権の範囲又は制限に関する定めを設けた場合について、当該定めを登記事項として加えることとした。

㈡　この政令の施行の際現に代表権の範囲又は制限に関する定めがある特定非営利活動法人は、この政令の施行の日から六月以内に、当該定めに関する事項の登記をしなければならないこととした。（附則第二条、第三条関係）

9　租税特別措置法施行令の一部改正

租税特別措置法施行令を改正し、寄附金の額とみなされる収益事業に属する資産のうちから支出した金額がある認定特定非営利活動法人の寄附金の損金算入限度額等の細目を定めるほか、その他所要の規定の整備を行うこととした。（附則第四条関係）

10　施行期日

この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。（附則第一条関係）

# 政　令

## 政令第三百十四号

港則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

港則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一山形県の部鼠ケ関の項中「並びに蓬莱橋下流の鼠ケ関川水面」を削る。

別表第一茨城県の部大洗の項中「大洗港南防波堤灯台（北緯三六度一八分三秒東経一四〇度三四分四七秒）から二六三度一、五二〇メートル」を「大洗港沖防波堤南灯台（北緯三六度一七分二六秒東経一四〇度三五分一三秒）から二九三度三〇分二、三六五メートル」に改める。

別表第一東京都神奈川県の部京浜の項中「東京灯標（北緯三五度三三分五八秒東経一三九度四九分四一秒）から二五度三〇分九、二八〇メートル」を「十五号地南信号所（北緯三五度三六分五〇秒東経一三九度五〇分五秒）から四八度四、五八〇メートル」に改める。

別表第一神奈川県の部真鶴の項中「磯埼から」の下に「九〇度四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から」を加える。

別表第一静岡県の部伊東の項中「北緯三四度五八分二七秒東経一三九度六分一三秒」を「北緯三四度五八分二六秒東経一三九度六分一三秒」に改め、同部焼津の項中「北緯三四度五二分九秒東経一三八度二〇分一三秒」を「北緯三四度五二分九秒東経一三八度二〇分一四秒」に改め、同部浜名の項中「湖西市と新居町」を「湖西市鷲津と同市新居町中之郷」に改める。

別表第一愛知県の部内海の項中「内海港南防波堤灯台（北緯三四度四三分五八秒東経一三六度五二分）から一一九度一、一〇〇メートル」を「内海港第四号防波堤灯台（北緯三四度四四分一六秒東経一三六度五一分二九秒）から一二〇度三〇分二、〇八〇メートル」に改める。

別表第一三重県の部桑名の項中「桑名港灯台（北緯三五度一分二七秒東経一三六度四二分三八秒）から三三八度三、一五〇メートル」を「揖斐川口灯台（北緯三四度五九分五八秒東経一三六度四三分一一秒）から三四六度五、四六〇メートル」に改める。

別表第一和歌山県の部和歌山下津の項中「並びに土入川」を「、土入川」に改め、「、加茂川硯橋」を削り、「河川水面」の下に「並びに下津牛ケ首防波堤灯台（北緯三四度六分五二秒東経一三五度八分二三秒）から二四度一、一五〇メートルの地点から一六四度三〇分に引いた線以西の加茂川水面」を加える。

別表第一鹿児島県の部鹿屋の項中「鹿屋港北防波堤灯台（北緯三一度二四分二秒東経一三〇度四五分五七秒）から二二度三〇分三七〇メートル」を「鹿屋港北沖防波堤南灯台（北緯三一度二四分九秒東経一三〇度四五分三一秒）から八〇度八四〇メートル」に改め、同部喜入の項中「新日本石油基地喜入船だまり東防波堤灯台」を「ＪＸ日鉱日石石油基地喜入船だまり東防波堤灯台」に改め、同部串木野の項中「串木野港灯台（北緯三一度四二分二九秒東経一三〇度一五分三一秒）から一〇八度二、〇〇〇メートル」を「串木野港Ａ防波堤灯台（北緯三一度四二分三七秒東経一三〇度一五分八秒）から一〇九度二、六六〇メートル」に改め、同部米ノ津の項中「米ノ津港北防波堤灯台（北緯三二度七分五〇秒東経一三〇度二〇分三一秒）から一三四度三〇分六九〇メートルの地点」に改める。